

平成 26 年 10 月 21 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

「美郷町健康応援プラン」締結に基づく商品の発売について

株式会社 北都銀行（頭取 斉藤 永吉）と美郷町（町長 松田 知己）は、住民のセルフケアの推進に寄与することを目的とした「美郷町健康応援プラン」を策定し、本日提携に関する覚書を締結いたしました。

本プランに基づき、美郷町が認定する「セルフケア推進者」に対し、12月1日(月)より預金・ローンの金利優遇商品の取扱を開始いたします。（商品の詳細については別紙をご覧ください）

当行は、今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

商品概要説明書 (美郷町健康応援プラン)

	マイカープラン	学資プラン	リフォームプラン	フリープラン
ご利用頂ける方	美郷町が認定した「美郷町セルフケア推進者」			
	・申込年齢が18歳以上、完済時年齢が満70歳未満の方 ・安定した収入が継続してある方	・申込年齢が20歳以上、完済時年齢が満70歳未満の方 ・安定した収入が継続してある方	・申込年齢が20歳以上、完済時年齢が満82歳未満の方 ・安定した収入が継続してある方	・申込年齢が20歳以上、完済時年齢が満70歳未満の方
お使い道	マイカーの購入、修理、免許取得、車庫の新築、他金融機関からの借換など	入学金、授業料(塾・家庭教師等の受講料も含む)、寄付金、生活費維持の教育資金、他金融機関からの借換など	ご本人またはご本人と家族が所有する住宅リフォーム全般に関する資金、他金融機関からの借換など	自由(ただし、事業性資金、投機的資金は除きます)
お借入金額	10万円以上500万円以下	10万円以上500万円以下 (ただし、医学系、芸術系の入学、在学に関する資金の場合は700万円以下)	10万円以上500万円以下	10万円以上500万円以下
お借入金利	(優遇) 変動金利 2.35% (※条件を満たす方) 変動金利 2.00%	(優遇) 変動金利 2.45% (※条件を満たす方) 変動金利 2.00%	(優遇) 変動金利 2.70% (※条件を満たす方) 変動金利 2.00%	(優遇) 固定金利 5.50%
ご返済方法	毎月元利均等返済	毎月元利均等返済	毎月元利均等返済	毎月元利均等返済
遅延損害金	年 14.6%	年 14.6%	年 14.6%	年 14.6%
担保・保証人	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要
用紙代	216円	216円	216円	216円
事務取扱手数料	無料	無料	5,400円～10,800円	無料
申込方法	<北都銀行>ローン スーパーアシストローンの使用書式でお申込みください。 ※その他は、詳しくは店頭窓口でご確認ください。			

※条件：<北都>ブライトワンカード契約者もしくは北都銀行で住宅ローンをご利用されている方

ご参考

	マイカープラン	学資プラン	リフォームプラン	フリープラン
お借入金利	(通常) 変動金利 2.650% ～ 6.650%	(通常) 変動金利 2.650% ～ 6.650%	(通常) 変動金利 2.900% ～ 6.900%	(通常) 固定金利 6.500% ～ 14.600%

商品概要説明書

平成 26 年 12 月 1 日現在適用中

商 品 名	美郷町健康応援プラン（定期積金）							
取 扱 期 間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日							
取 扱 店	六郷支店・大曲プラザ支店							
ご 利 用 いただける方	美郷町セルフケア推進者 ※美郷町指定の「認定書」を申込時にご提示ください。							
預 入 特 典	預入いただいた方に、健康グッズをプレゼントいたします。							
預 入 期 間	定型方式・・・2 年・3 年のいずれかをお選びください							
対 象 商 品	定期積金							
預 入 方 法	(1) 預入方法・・・分割預入 (2) 預入金額・・・1 千円以上 (3) 預入単位・・・1 円単位 ※毎月の掛金を定額とする定額式でのお取扱いとなります。							
払 戻 方 法	満期日以降に一括して払戻します							
利 息	(1) 適用金利・・・預入時の店頭表示利率+0.2%を満期日まで適用します。 (2) 利払頻度・・・満期日以後に一括して払います。 (3) 計算方法・・・計算単位を1円として、契約期間により掛金残高積数に定期積金利回りを乗じて計算します。							
税 金	平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。							
手 数 料	なし							
付 加 可 能 特 約 事 項	(1) 自動振替による払込が可能です。 (2) マル優の取扱いはできません。							
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	(1) 原則として中途解約は行いません。 (2) 当行がやむをえないものと認めた場合、また契約期間中に掛金総額に達しない場合は、払込日から満期日の前日までの期間について次の利率により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="1" data-bbox="443 1413 1378 1503"> <tr> <td>A</td> <td>初回払込日からの期間が1年未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>初回払込日からの期間が1年以上</td> <td>証書記載の利回り×0.6</td> </tr> </table> ただしBの算式により計算した利率が、解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約時の普通預金利率を適用します。		A	初回払込日からの期間が1年未満	解約日の普通預金利率	B	初回払込日からの期間が1年以上	証書記載の利回り×0.6
A	初回払込日からの期間が1年未満	解約日の普通預金利率						
B	初回払込日からの期間が1年以上	証書記載の利回り×0.6						
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭窓口へお問い合わせいただくか、当行ホームページ(http://www.hokutobank.co.jp/)をご参照ください。							
預 金 保 険 保 護 区 分	本商品は預金保険制度の保護対象です。当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本1千万円までとその利息までが保護対象となります。							
指 定 紛 争 解 決 機 関	■指定紛争解決機関 連絡先 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 ☎0570-017109 又は ☎03-5252-3772							
そ の 他 参 考 と なる 事 項	(1) 満期日後利息は解約日の普通預金利率で計算します。 (2) 払込みが遅延した時は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、また証書記載の年利回り(1年365日の日割計算)の割合による遅延利息をお支払いいただきます。							